

府中市オープンデータの推進に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、府中市（以下「本市」という。）が保有する情報をオープンデータとして市民、企業及びNPO法人等（以下「市民等」という。）に公開し、公共データの自由な二次利用を促進することにより、市政の透明性及び信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、新産業の創出並びに経済活性化を図り、行政の高度化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ 電子化された情報をいう。
- (2) オープンデータ 機械判読が可能な形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開するデータをいう。
- (3) 二次利用 情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用することをいう。
- (4) 機械判読 コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用できることをいう。
- (5) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されているものをいう。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可/許可するが同一ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。
- (6) CC-BY クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つである。出典（氏名、データのタイトル、データのURL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができるものをいう。
- (7) XML Extensible Markup Languageの略。多様な情報を情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。
- (8) CSV Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。
- (9) PDF Portable Document Formatの略。特定のOSや機種に依存せずに表示できる形式である。閲覧には適しているが、データの加工等が難しく、二次利用に向かない。

(適用範囲)

第3条 この指針は、市長部局、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委

員会事務局、監査事務局、議会事務局、農業委員会事務局に適用するものとする。

(オープンデータ推進の意義)

第4条 オープンデータ推進の意義は次のとおりとする。

(1) 市政の透明性及び信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービス等を通じて、市民等が本市の施策の妥当性等について理解、または評価することが可能になることにより、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

(2) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民等が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がる。

(3) 市民協働の促進

オープンデータを活用した新サービスが市民主体で創出され、市民等に活用されることにより、市民等の市政への参画意識が高まり、市民協働が促進される。

(4) 新産業の創出・市内経済の活性化

オープンデータを産業活動に関する様々な分野で活用することにより、新産業の創出や企業活動の効率化等が促されるとともに、市内経済の活性化が図られる。

(基本原則)

第5条 オープンデータの基本原則は次のとおりとする。

(1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 公開可能なデータから速やかにオープンデータとして公開し、実績を蓄積する。

(3) 可能な限り機械判読可能な形式で公開する。

(4) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。

(推進体制)

第6条 オープンデータは、府中市ICT活用推進本部のもと全庁的な体制により推進する。

(指針の見直し)

第7条 この指針は、今後の国や東京都における検討及び技術の進展を踏まえ、適宜、見直しを行う。

(対象とするデータ)

第8条 本市におけるオープンデータの対象とするデータの考え方は次の

とおりとする。

- (1) 本市ホームページ及びがいでまっふ府中で公開しているデータについては、原則としてオープンデータとして公開するものとする。
- (2) 重点的にオープンデータ化を目指す項目
 - ア 統計
 - イ 人口
 - ウ 防災
 - エ 子育て
- (3) 本市ホームページ及びがいでまっふ府中で公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次、オープンデータとして公開するものとする。

(公開内容)

第9条 公開内容については次の点に留意して作成するものとする。

- (1) 公開に当たっては、利用者の視点に立ちながら、明瞭性、利便性等に十分配慮するものとする。
- (2) 人が見ること又は読むことに適したデータ構造及び形式ではなく、より二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。
- (3) 公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時最新のデータを更新するものとする。

(著作権意思表示)

第10条 本市が公開するオープンデータにおける著作権の考え方は次のとおりとする。

- (1) 意思表示の方法
クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。
- (2) 表示ライセンス
原則として「CC-BY」とする。

(データ形式)

第11条 特定のアプリケーションに依存しない、二次利用に適したデータ形式（CSV形式、XML形式等）で公開する。

ただし、費用対効果や業務負荷を十分考慮し、当該データ形式で公開できない場合は、公開データ量を増やすことに重点を置き、PDF形式での公開も認めるものとする。

(第三者の著作物が含まれる情報の取扱い)

第12条 オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議し、決定する。

当該協議に当たっては、オープンデータ推進の意義に鑑み、当該著作物についても可能な限りオープンデータとして公開できるよう努める。

(補足情報の提供)

第13条 オープンデータの公開に当たっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

(利用上の禁止事項)

第14条 不法行為及び公序良俗に反する取組に利用しないこと。

(注意事項及び免責事項)

第15条 本市のオープンデータを利用するにあたり、注意事項及び免責事項を次のとおり定める。

- (1) 公開する内容については、細心の注意を払い作成を行うが、正確性、完全性、有用性の保証はない。
- (2) 公開するデータは本市の情報の一部であり、全てを網羅するものではない。また、継続的な提供を保証するものではない。
そのため、公開する内容は事前予告なく、名称や内容等の改変や削除、データの掲載中止を行う可能性がある。
- (3) 公開するデータの利用により、利用者等に損失が発生した場合でも本市は一切の責任を負わない。

(要望等への速やかな対応)

第16条 市民等から、オープンデータの使い勝手に対する意見や、オープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの主管課等において速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該意見・要望を踏まえた取組を進める。

(活用事例の紹介)

第17条 市民等が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うか判断し、本市ホームページ等において積極的に紹介する。

付 則

この指針は、平成28年7月20日から施行する。

付 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。